福山市介護施設等非常用発電機等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、入所・入居系の介護施設等が頻発する自然災害等による万が一の停電時等に備え、継続したサービス提供をするために行う小出力発電設備、携帯発電機、蓄電器の導入に対して予算の範囲内で福山市介護施設等非常用発電機等導入支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における介護施設等は、次に掲げる事業所・施設等とする。

区分	施設・サービス種別
施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム
居住系等サービス	認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

(補助対象施設)

- 第3条 補助対象の施設は、次のすべての要件を満たしている介護施設等とする。
 - (1) 当該施設が、福山市内に所在していること。
 - (2) 2025年(令和7年)1月1日現在(基準日)、現に介護サービス等の提供を行っていること。

(補助対象機器)

- 第4条 補助金の交付対象となる導入機器等は、次のとおりとする。
 - (1) 小出力発電設備(低圧(600V以下)で出力10kW未満のもの)
 - (2) 携帯発電機 (発電用原動機を有し持ち運びが容易にできるもので、3kW又は3kVA以下のもの)
 - (3) 蓄電器(繰り返しの充電・放電が可能なもの)
- 2 原則、本要綱の施行日から<u>2025年(令和7年)9月30日</u>までに購入・納品が完了 した前項に掲げる機器等を対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に市長が認める場合は、この限りではない。

(補助対象経費等)

- 第5条 前条に規定する導入機器等の補助対象経費の上限額(以下「補助基準額」という。) は600,000円とする。
- 2 補助は、補助対象施設につき1回限りとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、事業費と前条第1項に規定する補助基準額を比較して少ない方の額に2/3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)終了後に、次表に掲げる書類を提出しなければならない。

補助金交付申請書 兼実績報告書	添付書類	提出期限
福山市介護施設等 非常用発電機等導 入支援補助金交付 申請書兼実績報告 書【様式第1号】	1 導入実績報告書【様式第2号】2 収支決算(見込)書【様式第3号】3 発電機等の領収書又は支払書の写し4 購入した発電機等の写真5 購入した発電機等の性能などがわかる資料	市が別途指定 する期限

(補助金の交付決定及び条件)

- 第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査のうえ、適当と認める ものについては、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
- 2 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) この補助金の交付の対象となった経費について重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。
 - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第13条に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
 - (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならない。
 - (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方 消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに市長に報告するこ と。

なお、補助金の交付決定を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この場合においては、仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(補助金の額の確定)

第9条 第7条の規定により提出された交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書により申請者へ通知する。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、請求書を市長に提出し、補助金の請求を するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、額の確定があった後においても補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱、規則及び補助金交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金 交付決定取消通知書により申請者に通知する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る補助金交付決定を取り消したときは、補助金返還命令書により申請者に補助金の全部又は一部の返還を命じる。

(財産の処分の制限)

第13条 第8条第2項第2号の処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

(雑則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、2025年(令和7年)1月20日から施行する。

附則

この要綱は、2025年(令和7年)3月21日から施行する。

<u>附 則</u>

この要綱は、2025年(令和7年)7月1日から施行する。